○国立大学法人筑波大学附属学校職員の手当に関する規程

（平成１７年３月２４日
法人規程第１９号）

改正　平成１７年法人規程第６５号
平成１８年法人規程第１７号
平成１９年法人規程第　４号
平成１９年法人規程第１８号
平成１９年法人規程第５６号
平成２０年法人規程第１２号
平成２０年法人規程第４９号
平成２１年法人規程第　５号
平成２１年法人規程第３８号
平成２１年法人規程第５０号
平成２２年法人規程第５２号
平成２３年法人規程第１３号
平成２３年法人規程第７４号
平成２４年法人規程第３２号
平成２６年法人規程第１６号
平成２６年法人規程第７７号
平成２７年法人規程第１４号
平成２８年法人規程第　８号
平成２８年法人規程第１２号
平成２８年法人規程第７４号
平成２９年法人規程第　６号
平成２９年法人規程第１９号
平成３０年法人規程第　６号
平成３０年法人規程第２７号
平成３１年法人規程第　９号
平成３１年法人規程第１５号
令和　元年法人規程第２５号
令和　２年法人規程第　７号
令和　２年法人規程第２２号
令和　２年法人規程第５６号
令和　２年法人規程第５７号
令和　４年法人規程第５６号
令和　５年法人規程第２１号
令和　６年法人規程第１２号
令和　６年法人規程第３４号
令和　７年法人規程第１６号

国立大学法人筑波大学附属学校職員の手当に関する規程

（趣旨）

第１条　この法人規程は、国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（平成１７年法人規則第１８号。以下「附属学校職員給与規則」という。）第４４条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学が設置する筑波大学に附属して置かれる附属小学校、附属中学校、附属高等学校、附属駒場中学校、附属駒場高等学校、附属坂戸高等学校、附属視覚特別支援学校、附属聴覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校、附属桐が丘特別支援学校及び附属久里浜特別支援学校に勤務する職員（以下「職員」という。）の手当の支給について定めるものとする。

（給与の半減）

第２条　附属学校職員給与規則第２１条第２項の規定により、俸給月額及び俸給の調整額の半額を減じられた職員に対する教育研究等連携手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当及び教職調整額は、半減後の俸給月額及び俸給の調整額を基礎として算出した額とする。

（管理職手当）

第３条　管理職手当を支給されている職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（業務上の傷病又は通勤による傷病によって勤務しなかった場合を除く。）は、その月の管理職手当は支給しない。

（主幹教諭手当）

第３条の２　主幹教諭手当を支給されている職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（業務上の傷病又は通勤による傷病によって勤務しなかった場合を除く。）は、その月の主幹教諭手当は支給しない。

（扶養手当）

第４条　附属学校職員給与規則第２５条第２項の「他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの」には、次に掲げる者は含まれないものとする。

(1)　職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

(2)　年間１，３００，０００円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

２　附属学校職員給与規則第２５条第２項の表中第５号の「重度心身障害者」は、心身の障害の程度が終身労務に服することができない程度であるものをいう。

第５条　任命権者は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が扶養親族としての要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合において、任命権者は、扶養の事実等を証明する書類の提出を求めることができる。

第６条　扶養手当の支給は、職員が新たに扶養手当の要件を具備する事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が扶養手当の要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、届出が事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

２　扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（教育研究等連携手当）

第７条　職員が教育研究等連携手当の支給割合のより低い地域又は支給地域とされていない地域に異動（異動の前日に教育研究等連携手当の支給地域に引き続き６か月を超えて勤務していた職員に限る。）した場合、異動の日から２年間、異動の日の前日に勤務していた地域に係る支給割合による教育研究等連携手当を支給する。

２　国の機関又は他の国立大学法人等（以下「国の機関等」という。）において支給する手当で教育研究等連携手当に相当するものと任命権者が認めた手当を支給されていた者が、人事交流等により引き続き職員となった場合、支給割合のより高い地域からの異動の日から２年間、異動の日の前日に受けていた教育研究等連携手当又はこれに相当するものと認めた手当の支給割合による教育研究等連携手当を支給する。

３　前２項の教育研究等連携手当を支給されている職員の２年目の教育研究等連携手当の支給割合は、その割合に１００分の８０を乗じて得た割合（異動後の地域の支給割合以下となるときは、当該異動後の地域の支給割合）とする。

４　第１項及び第２項の支給割合は、異動の前日から６か月を遡った日の前日から当該異動の前日までの間に勤務していた教育研究等連携手当支給地域の支給割合のうち、最も低い割合とする。

（住居手当）

第８条　附属学校職員給与規則第２７条第１項の表中第１号の「その他法人規程で定める職員」とは、次に掲げる職員とする。

(1)　国立大学法人筑波大学宿舎管理規程（平成１６年法人規程第１２号）の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払いこれに居住している職員

(2)　地方公共団体、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和２６年法律第９９号）第１条に規定する公庫、国家公務員退職手当法施行令（昭和２８年政令第２１５号）第９条の２各号に掲げる法人及び任命権者がこれに準ずると認める法人から貸与された職員宿舎に居住している職員

(3)　職員の扶養親族たる者（職員の配偶者で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び附属学校職員給与規則第２５条第２項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに任命権者がこれに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

第９条及び第１０条　削除

第１１条　附属学校職員給与規則第２７条第１項の表中第２号の「これらのものとの権衡上必要があると認められるもの」とは、単身赴任手当を支給されている職員が同居していた満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子が居住するための住宅のうち、勤務場所を異にする異動の直前の住居であった住宅（第１５条で定める住宅を除く。）又はこれに準ずる

と任命権者が認める住宅を借り受け、月額１６，０００円を超える家賃を支払っているものとする。

第１２条　届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次に掲げる基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

(1)　居住に関する支払額に食費等が含まれている場合　その支払額の１００分の４０に相当する額

(2)　居住に関する支払額に電気､ガス又は水道の料金が含まれている場合　その支払額の１００分の９０に相当する額

第１３条　住居手当の支給は、職員が新たに住居手当の要件を具備する事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が住居手当の要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、届出が事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

２　住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、それらの日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第１４条　任命権者は、現に住居手当の支給を受けている職員が住居手当の要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを必要に応じて確認するものとする。この場合において、任命権者は、その住居の実情、住宅の所有関係等を証明する書類の提出を求めることができる。

（通勤手当の算出基準）

第１５条　通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

２　前項の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、所定勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難い場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。

（運賃等相当額の算出方法等）

第１６条　附属学校職員給与規則第２８条第２項に規定する運賃等相当額及び特別料金等相当額は、各交通機関等及び新幹線鉄道等ごとに次の表の区分に基づき算出した額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の総額とする。

区分		運賃等相当額及び特別料金等相当額
第１号	定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等又は新幹線鉄道等を利用する区間	支給単位期間に対応する通用期間の定期券の価額を当該期間の月数で除して得た額

第２号	前号に掲げる区間以外の交通機関等又は新幹線鉄道等を利用する区間	回数乗車券等の通勤２１回分の運賃等及び特別料金等の額

（支給単位期間）

第１７条　通勤手当の支給の単位となる「支給単位期間」は、原則として次に掲げるとおりとする。

(1)　定期券を使用することが最も経済的かつ合理的な場合　発行されている定期券の最長通用期間（６か月を限度とし、月を単位とする。）

(2)　回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的な場合　１か月

(3)　自動車等を使用する場合　１か月

２　前項第１号に規定する支給単位期間は、支給単位期間の初日までに、定年退職その他の離職、長期間の研修等により通勤のため負担する運賃等の額に変更が生じることが明らかな場合には、任命権者は、返納が生じないよう当該支給単位期間を調整して設定することができる。

（新幹線鉄道等の利用の基準）

第１８条　附属学校職員給与規則第２８条第２項の表の備考の「法人規程で定める新幹線鉄道等（特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等）をいう。）の利用基準」とは、次に掲げる職員の通勤に関して、新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められることをいう。ただし、第１号及び第２号にあっては新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が６０キロメートル以上若しくは通勤時間が９０分以上である場合又は交通事情等に照らして通勤が困難であると任命権者が認める場合に限り、第４号及び第５号にあっては新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が６０キロメートル以上又は通勤時間が９０分以上である場合に限る。

(1)　勤務場所を異にする異動若しくは勤務場所の移転又は国の機関等からの人事交流等に伴い、直前の勤務場所と所在する地域を異にする勤務場所に勤務することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずる職員であって、当該異動等の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

(2)　新たに職員となった者（国の機関等からの人事交流等により職員となった者を除く。）であって、職員となる直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

(3)　配偶者（配偶者のない職員にあっては、満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該転居後の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

(4)　職員又は配偶者の勤務場所を異にする異動又は勤務場所の移転（配偶者が職員でない場合にあっては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者と同居して満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員であって、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該子の養育を行っているものに限る。）

(5)　職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１９条第１項に規定す

る要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員であって、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（当該父母の介護を行っているものに限る。）

(6)　前各号の規定により通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると任命権者が認めるもの

２　前項第１号から第３号までにおける住居には、勤務場所を異にする異動若しくは勤務場所の移転若しくは国の機関等からの人事交流等の日以後に転居する場合、新たに職員となった日以後に転居する場合又は同項第３号に規定する転居の日以後に転居する場合における転居後の住居であって次に該当するものを含むものとする。

(1)　通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2)　通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア　当該転居後の住居に転居する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ　アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が６０キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

ウ　ア及びイに準ずると任命権者が認める住居

（支給日等）

第１９条　通勤手当は、附属学校職員給与規則第２８条第５項の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、附属学校職員給与規則第２条に規定する給与支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給することができないときは、翌月の支給日に支給することができる。

２　職員が２以上の交通機関等を利用し、かつ、１か月当たりの運賃等相当額、自動車等の利用に係る額及び１か月当たりの特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額の合計額（第２０条第２項において「１か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が１５０，０００円を超えた場合は、通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間に係る最初の月の支給日に、全ての交通機関等に係る通勤手当を一括して支給する。

（支給の始期等）

第１９条の２　職員が新たに附属学校職員給与規則第２８条第２項第１号から第３号までの規定のいずれかに該当するに至った場合には、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から通勤手当を支給する。

２　前項の規定にかかわらず、通勤手当に係る届出が事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から通勤手当を支給する。

３　次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が生じた日の属する月をもって通勤手当の支給を終了する。

(1)　通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡したとき。
(2)　通勤手当を支給されている職員がその要件を欠くに至ったとき。
４　前項の規定にかかわらず、その事実が生じた日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月をもって通勤手当の支給を終了する。
５　通勤手当を支給されている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。第２項の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
６　支給単位期間に対応する当該定期券の通用期間中に当該定期券の価額が改定されたときは、当該支給単位期間に係る最後の月の末日を事実が生じた日とみなす。

（返納の事由及び額等）
第２０条　附属学校職員給与規則第２８条第６項の「別に定める事由が生じた場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいうものとする。
(1)　職員が離職し、若しくは死亡したとき、又は附属学校職員給与規則第２８条第２項各号に規定する要件を欠くに至ったとき。
(2)　職員が通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定されたとき。
(3)　職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるとき。
２　附属学校職員給与規則第２８条第６項の「別に定める額」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1)　１か月当たりの通勤手当算出基礎額が１５０，０００円以下であった場合　前項第２号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の規定による通勤手当の額の改定後に１か月当たりの通勤手当算出基礎額が１５０，０００円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第１号及び第３号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、次に掲げる事由の区分に応じ、それぞれ次に定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）
ア　前項第１号に掲げる事由　当該事由が生じた日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）
イ　前項第２号に掲げる事由　通勤手当の額が改定される月の前月
ウ　前項第３号に掲げる事由　当該通勤しないこととなる月の前月
(2)　１か月当たりの通勤手当算出基礎額が１５０，０００円を超えていた場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア　イに掲げる場合以外の場合　１５０，０００円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、０円）
イ　第１９条第２項に掲げる通勤手当を支給されている場合　１５０，０００円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての交通機関等及び新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額のいずれか低

い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、０円）

３　任命権者は、附属学校職員給与規則第２８条第６項により職員に前項に定める額を返納させる場合、翌月以降の給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間の開始）

第２０条の２　支給単位期間は、第１９条の２第１項及び第２項の規定により通勤手当が支給される月又は同条第５項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始するものとする。

２　月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始するものとする。

（事後の確認）

第２１条　任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が通勤手当の要件を具備しているかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、必要に応じて確認するものとする。

（通勤手当の不支給）

第２２条　通勤手当を支給されている職員が、出張、研修、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間に係る最初の月において、その月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給しない。

（通勤手当のみなし支給）

第２３条　出張先及び研修先において月の初日から末日までの全日数にわたって通勤に類する行為があり、かつ、その間に国立大学法人筑波大学出張及び旅費に関する規則（平成２８年法人規則第３号）第１１条による宿泊料を含む旅費が支給されていない場合は、その月についてはその出張先又は研修先を勤務場所とみなして通勤手当を支給することができる。ただし、国内における出張及び研修に限る。

（単身赴任手当）

第２４条　附属学校職員給与規則第２９条第１項の「その他法人規程で定めるやむを得ない事情」とは、次に掲げる事情とする。

(1)　配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

(2)　配偶者が学校教育法第１条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。

(3)　配偶者が引き続き就業すること。

(4)　配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（任命権者がこれに準ずると認める住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。

(5)　配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

第２５条　附属学校職員給与規則第２９条第１項の「法人規程で定める基準」とは、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1)　任命権者が定めるところにより算定した通勤距離が６０ｋｍ以上であること。

(2)　任命権者が定めるところにより算定した通勤距離が６０ｋｍ未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

第２６条　単身赴任手当の支給は、職員に新たに単身赴任手当の要件を具備する事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が単身赴任手当の要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、届出を事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

２　単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第２７条　任命権者は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が単身赴任手当の要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを必要に応じて、確認するものとする。この場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

（期末手当）

第２８条　附属学校職員給与規則第３８条第２項の「在職期間」は、附属学校職員給与規則の適用を受ける職員として在職した期間とする。ただし、基準日以前６か月以内の期間において、国の機関等からの人事交流等により引き続き職員となった場合にその者が採用の直前に属していた国の機関等が期末手当を支給しない場合においては、これらの国の機関等における在職期間を職員として在職した期間に算入し、次に掲げる期間を除算する。

(1)　附属学校職員就業規則第９１条の規定により停職にされている職員及び非常勤職員（教育系職員、事務系職員、技術系職員、医療系職員、技能系職員及び労務系職員で、休憩時間を除いた１週間当たりの勤務時間が３８時間４５分に満たない者をいう。以下同じ。）として在職した期間については、その全期間

(2)　附属学校職員就業規則第２３条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その２分の１の期間

ア　国立大学法人筑波大学職員の育児休業及び介護休業等に関する規程（平成１７年法人規程第２０号）第３条に規定する育児休業であって、当該育児休業の期間（当該期間が２以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が１か月以下であるもの

イ　国立大学法人筑波大学職員の育児休業及び介護休業等に関する規程第９条の２に規定する出生時育児休業

(3)　附属学校職員就業規則第２８条の規定により研修休業をしている職員として在職した期間については、その２分の１の期間

(4)　附属学校職員就業規則第２９条の規定により海外教育研究活動休業をしている職員として在職した期間については、その２分の１の期間

(5)　附属学校職員就業規則第３０条の規定によりボランティア休業をしている職員として在職した期間については、その２分の１の期間

(6)　附属学校職員就業規則第２８条の２の規定により自己啓発等休業をしている職員として

在職した期間については、その２分の１の期間

(7)　附属学校職員就業規則第２８条の３の規定により配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その２分の１の期間

(8)　附属学校職員就業規則第１７条の規定により休職にされていた期間については、その２分の１の期間（附属学校職員給与規則第２０条第１項第１号に規定する休職の期間を除く。）

(9)　附属学校職員就業規則第２３条の２の規定により育児短時間勤務をしている職員として在職した期間については、当該期間から当該期間に１週当たりの勤務時間を３８時間４５分で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の２分の１の期間

２　前項第２号アの「当該育児休業の期間」とは、基準日以前６か月以内の期間とその一部又は全部が重複する育児休業の期間の初日から末日（育児休業の期間の延長を申し出た場合にあっては延長後の育児休業の期間の末日とし、育児休業が終了した場合にあっては終了した日とする。）までの期間をいう。

第２９条　附属学校職員給与規則別表第１１の加算割合欄の「法人規程に定める職員」は、教育職員（二）俸給表及び教育職員（三）俸給表の２級の職員で基準日現在の経験年数が３０年（大学４卒）以上の職員とする。

第３０条　期末手当は、次に掲げる事項に該当する場合は支給しない。

(1)　基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

ア　附属学校職員就業規則第１７条の規定により休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員又は附属学校職員就業規則第１７条第１項第２号の規定により休職にされている職員

イ　附属学校職員就業規則第２３条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前６か月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

ウ　附属学校職員就業規則第２５条の規定により介護休業をしている職員のうち、基準日以前６か月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

エ　附属学校職員就業規則第２８条の規定により研修休業をしている職員のうち、基準日以前６か月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

オ　附属学校職員就業規則第２９条の規定により海外教育研究活動休業をしている職員のうち、基準日以前６か月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

カ　附属学校職員就業規則第３０条の規定によりボランティア休業をしている職員のうち、基準日以前６か月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

キ　附属学校職員就業規則第２８条の２の規定により自己啓発等休業をしている職員のうち、基準日以前６か月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

ク　附属学校職員就業規則第２８条の３の規定により配偶者同行休業をしている職員のうち、基準日以前６か月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

(2)　基準日から支給日の前日までの間に次に掲げる事項に該当する職員となった場合

ア　附属学校職員就業規則第９１条の規定により解雇となった職員

イ　附属学校職員就業規則第７０条第２項第２号の規定により解雇となった職員

(3)　基準日前１か月以内又は基準日から支給日の前日までの間に退職（前号に掲げる者を除く。）した職員で、その退職した日から支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4)　次条の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けたもの（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた職員

(5)　基準日前１か月以内に退職し、附属学校職員就業規則第７０条第２項第１号の規定により解雇となり、又は死亡（以下「退職等」という。）した職員のうち、次に掲げる職員

ア　退職等した日において第１号に該当する職員又は附属学校職員就業規則第９１条の規定により停職とされている職員であった場合

イ　退職等した日から基準日までの間において国の機関等の職員となった者（国立大学法人筑波大学の在職期間を国の機関等の職員としての在職期間に通算することとしている国の機関等の職員に限る。）

第３１条　支給日に期末手当を支給することとされていた職員が、次に掲げる事項に該当する場合は、期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1)　退職等した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

(2)　退職等した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、大学に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

（勤勉手当）

第３２条　附属学校職員給与規則第３９条第２項の「勤務期間」は、附属学校職員給与規則の適用を受ける職員として在職した期間とする。ただし、基準日以前６か月以内の期間において、国の機関等からの人事交流等により引き続き職員となった場合にその者が採用の直前に属していた国の機関等が勤勉手当を支給しない場合においては、これらの国の機関等における在職期間を職員として在職した期間に算入し、次に掲げる期間を除算する。

(1)　附属学校職員就業規則第９１条の規定により停職にされている職員及び非常勤職員として在職した期間

(2)　附属学校職員就業規則第２３条の規定により育児休業（第２８条第１項第２号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間

(3)　附属学校職員就業規則第２５条の規定により介護休業をしている職員（当該介護休業の期間（当該期間が２以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が１か月以下である職員を除く。）として在職した期間

(4)　附属学校職員就業規則第２８条の規定により研修休業をしている職員として在職した期間

(5)　附属学校職員就業規則第２９条の規定により海外教育研究活動休業をしている職員として在職した期間

(6)　附属学校職員就業規則第３０条の規定によりボランティア休業をしている職員として在職した期間

(7)　附属学校職員就業規則第２８条の２の規定により自己啓発等休業をしている職員として

在職した期間

(8)　附属学校職員就業規則第２８条の３の規定により配偶者同行休業をしている職員として在職した期間

(9)　附属学校職員就業規則第２３条の２の規定により育児短時間勤務をしている職員として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

(10) 附属学校職員就業規則第１７条の規定により休職にされていた期間

(11) 附属学校職員給与規則第２１条の規定により給与を減額された期間

(12) 負傷又は疾病（業務上又は通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかった期間から附属学校職員就業規則第４７条に規定する休日等を除いた日が３０日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(13) 附属学校職員就業規則第２４条の規定による育児部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が３０日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(14) 附属学校職員就業規則第２６条の規定による介護部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が６０日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(15) 基準日以前６か月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

２　第２８条第２項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

３　第１項第３号の「当該介護休業の期間」とは、基準日以前６か月以内の期間とその一部又は全部が重複する介護休業の期間の初日から末日（介護休業の期間の延長を申し出た場合にあっては延長後の介護休業の期間の末日とし、介護休業が終了した場合にあっては終了した日とする。）までの期間をいう。

第３３条　附属学校職員給与規則第３９条第２項の「法人規程で定める割合」は、次の表に掲げるものとする。

区分	割合	備考
(1)　勤務成績が極めて優秀な職員	135.5/100	期間率が100/100未満の職員を除く。
(2)　勤務成績が特に優秀な職員	124/100	期間率が100/100未満の職員を除く。
(3)　勤務成績が優秀な職員	112.5/100	期間率が100/100未満の職員を除く。
(4)　勤務成績が良好な職員	101/100	
(5)　勤務成績が良好でない職員	92.5/100	
(6)　訓告、文書による厳重注意を受けた職員又は勤務成績が特に良好でない職員	66/100	
(7)　戒告の処分を受けた職員	60/100	
(8)　減給の処分を受けた職員	50/100	
(9)　停職の処分を受けた職員	40/100	

２　前項の規定による割合の決定に関して苦情のある職員は、任命権者に対し審査を申し立てることができる。

第３４条　勤勉手当の支給に関しては、第３０条及び第３１条の規定を準用する。この場合において、第３０条第１号中アを「附属学校職員就業規則第１７条の規定により休職にされている職員（附属学校職員給与規則第２０条第１項第１号の規定の適用を受ける者を除く。）」に読み

替えるものとする。

（産業教育手当）

第３５条　産業教育手当は、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

(1)　実習を伴う農業又は工業に関する科目の授業及び実習を担当する時間数がその者の授業及び実習を担当する時間数の２分の１に満たない者

(2)　実習を伴う農業又は工業に関する科目の授業及び実習を担当する時間数と当該授業及び実習の担当に附随する勤務に従事する時間数との合計時間数がその者の勤務時間数の２分の１に満たない者

第３６条　産業教育手当の支給を受ける実習助手は、実習を伴う農業又は工業に関する科目について主幹教諭又は教諭の職務を助けて行う、次の各号に掲げる職務に従事する合計時間数が、その者の勤務時間数の２分の１以上の者とする。

(1)　実習の指導並びにこれに直接必要な準備及び整理

(2)　実習の指導計画の作成及び実習成績の評価

第３７条　産業教育手当は、月の１日から末日までの間において引き続き１６日以上次の各号のいずれかに該当する場合には支給しない。

(1)　出張した場合

(2)　研修に参加した場合

(3)　勤務しなかった場合（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病により、病気休暇を与えられ、又は休職にされた場合を除く。）

（補則）

第３８条　この法人規程に定めるもののほか、職員の手当に関する取扱いについては、必要に応じ、任命権者が国家公務員の例に準じてその都度定める。

附　則

（施行期日）

１　この法人規程は、平成１７年４月１日から施行する。

（平成２１年６月に支給する勤勉手当に係る勤務成績に応じた割合に関する特例措置）

２　平成２１年６月に支給する勤勉手当に係る勤務成績に応じた割合については、第３３条第１項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区分	割合	備考
(1)　勤務成績が特に優秀な職員	87/100	期間率が 100/100 未満の職員を除く
(2)　勤務成績が優秀な職員	77/100	期間率が 100/100 未満の職員を除く
(3)　勤務成績が良好な職員	67/100	
(4)　訓告、文書による厳重注意を受けた職員又は勤務成績が良好でない職員	57/100	
(5)　戒告の処分を受けた職員	52/100	

(6)　減給の処分を受けた職員	43/100	
(7)　停職の処分を受けた職員	33.5/100	

附　則（平１７．１１．２４法人規程６５号）

この法人規程は、平成１７年１２月１日から施行する。

附　則（平１８．３．２３法人規程１７号）

（施行期日）

１　この法人規程は、平成１８年４月１日から施行する。

（地域手当に関する経過措置）

２　この法人規程の施行の際現にこの法人規程による改正前の国立大学法人筑波大学附属学校職員の手当に関する規程（平成１７年法人規程第１９号）第７条の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動に係る地域手当の支給及びこの法人規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において平成１８年法人規則第１８号による改正前の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則第２６条の規定の適用を受けている職員が施行日にその在勤する勤務場所を異にして異動した場合における当該職員に対する当該異動に係る地域手当の支給に関する第７条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第１項	地域手当の支給割合のより低い地域	施行日の前日に受けていた調整手当の支給割合より低い地域手当の支給割合の地域
	地域手当の支給地域	調整手当の支給地域
第２項	地域手当に相当するものと任命権者が認めた手当	調整手当に相当するものと任命権者が認めた手当
	異動の日の前日に受けていた地域手当	異動の日の前日に受けていた調整手当
第４項	地域手当	調整手当

附　則（平１９．２．９法人規程４号）

１　この法人規程は、平成１９年３月１日から施行する。

２　国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則の一部を改正する法人規則（平成１９年法人規則第２号）附則第２項の規定により再任用されている職員については、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の手当に関する規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平１９．３．２２法人規程１８号）

この法人規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平１９．１２．２０法人規程５６号）

１　この法人規程は、平成２０年１月１日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の手当に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成１９年１２月１日から適用する。

２　前項の規定にかかわらず、新規程の規定は、この法人規程の施行の日（以下「施行日」とい

う。）の前日までに職員でなくなった者及び施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成１６年法人規則第１８号）第２条第１号に規定する職員をいう。）されている職員については、適用しない。

３　第１項の規定にかかわらず、平成１９年１２月２日から平成１９年１２月３１日までにおいて採用された者の直近の採用の日から施行日までの期間以外の期間については、適用しない。

附　則（平２０．３．１３法人規程１２号）

この法人規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平２０．９．１９法人規程４９号）

１　この法人規程は、平成２０年１０月１日から施行する。

２　この法人規程の施行の日の前日において附属学校職員給与規則第２８条第２項第１号及び第３号の規定により通勤手当の支給を受けている職員にあっては、改正後の第１９条の２第５項の規定に基づき支給額の改定を行う。

附　則（平２１．２．２６法人規程５号）

この法人規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平２１．５．２８法人規程３８号）

この法人規程は、平成２１年６月１日から施行する。

附　則（平２１．１１．２６法人規程５０号）

この法人規程は、平成２１年１２月１日から施行する。

附　則（平２２．１１．２９法人規程５２号）

この法人規程は、平成２２年１２月１日から施行する。

附　則（平２３．３．２４法人規程１３号）

この法人規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平２３．１２．２２法人規程７４号）

この法人規程は、平成２４年１月１日から施行し、この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の手当に関する規程の規定は、平成２３年１１月３０日から適用する。

附　則（平２４．３．２９法人規程３２号）

この法人規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平２６．３．２７法人規程１６号）

この法人規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平２６．１２．１８法人規程７７号）

この法人規程は、平成２７年１月１日から施行する。

附　則（平２７．３．２６法人規程１４号）
この法人規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平２８．２．１８法人規程８号）
この法人規程は、平成２８年３月１日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の手当に関する規程の規定は、平成２７年１２月１日から適用する。

附　則（平２８．２．１８法人規程１２号）
この法人規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平２８．１２．２２法人規程７４号）
この法人規程は、平成２９年１月１日から施行する。

附　則（平２９．１．２６法人規程６号）
１　この法人規程は、平成２９年２月１日から施行する。
２　改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の手当に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
(1)　第３３条の規定　平成２８年１２月１日
(2)　前号に掲げる規定以外の規定　平成２８年４月１日
３　前項の規定にかかわらず、新規程の規定は、この法人規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成１６年法人規則第１８号）第２条第１号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。

附　則（平２９．３．２３法人規程１９号）
（施行日）
１　この法人規程は、平成２９年４月１日から施行する。
（扶養手当に関する経過措置）
２　平成２９年度における改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の手当に関する規程第６条第２項の規定の適用については、同項中「改定する場合について準用する。」とあるのは「改定する場合について準用する。ただし、扶養親族たる子がある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等がある職員であって配偶者及び扶養親族たる子がないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の改定を除く。」とする。

附　則（平３０．１．２５法人規程６号）
１　この法人規則は、平成３０年２月１日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の手当に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成２９年１２月１日から適用する。
２　前項の規定にかかわらず、新規程の規定は、この法人規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成１６年法人規則第１８号）第２条第１

号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。

附　則（平３０．３．２２法人規程２７号）

この法人規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平３１．１．２４法人規程９号）

１　この法人規程は、平成３１年２月１日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の手当に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、平成３０年１２月１日から適用する。

２　前項の規定にかかわらず、新規程の規定は、この法人規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成１６年法人規則第１８号）第２条第１号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。

附　則（平３１．１．２４法人規程１５号）

この法人規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令元．１２．２６法人規程２５号）

この法人規程は、令和４年１月１日から施行する。

附　則（令２．１．２３法人規程７号）

１　この法人規程は、令和２年２月１日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の手当に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、令和元年１２月１日から適用する。

２　前項の規定にかかわらず、新規程の規定は、この法人規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成１６年法人規則第１８号）第２条第１号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。

附　則（令２．３．２６法人規程２２号）

この法人規程は、令和２年４月１日から施行する。ただし、第３３条第１項の表中⑴勤務成績が極めて優秀な職員の項割合の欄の改正規定は、令和４年１月１日から施行する。

附　則（令２．１０．２２法人規程５６号）

（施行期日）

１　この法人規程は、令和２年１１月３０日から施行する。

（令和２年１２月に支給する勤勉手当に係る勤務成績に応じた割合に関する特例措置）

２　令和２年１２月に支給する勤勉手当に係る勤務成績に応じた区分のうち、この法人規程の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後における区分の割合が施行日前における当該区分の割合を下回るものの割合については、この法人規程による改正後の第３３条第１項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令２．１０．２２法人規程５７号）

この法人規程は、令和４年１月１日から施行する。

附　則（令４．９．２２法人規程５６号）

この法人規程は、令和４年１０月１日から施行する。

附　則（令５．３．２３法人規程２１号）

この法人規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令６．１．２５法人規程１２号）

１　この法人規程は、令和６年２月１日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の手当に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、令和５年１２月１日から適用する。

２　前項の規定にかかわらず、新規程の規定は、この法人規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成１６年法人規則第１８号）第２条第１号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。

附　則（令６．３．２８法人規程３４号）

この法人規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令７．３．２７法人規程１６号）

（施行期日）

１　この法人規程は、令和７年４月１日から施行する。

（通勤手当に関する経過措置）

２　この法人規程の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き職員（１か月当たりの運賃等相当額、自動車等の利用に係る額及び１か月当たりの特別料金等に相当する額の合計額が１５０，０００円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち、この法人規程による改正前の国立大学法人筑波大学附属学校職員の手当に関する規程第１８条に規定する新幹線鉄道等に係るもの（施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

３　前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、１か月当たりの特別料金等に相当する額から当該１か月当たりの特別料金等に相当する額の２分の１に相当する額（その額が２０，０００円を超える場合にあっては、２０，０００円）を減じて得た額（１円未満の端数がある場合にあってはその端数を切り捨てた額とする。）を、支給期間を１か月とする通勤手当として支給する。

４　この法人規程による改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の手当に関する規程（以下「新規程」という。）第１８条第１項第２号の規定は、施行日前に新たに職員となった者（国の機関等からの人事交流等により職員となった者を除く。）にも適用し、同項第４号及び第５号の規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となった者（これらの号に規定する当該日以降の転居をしたものを除く。）にも適用する。

５　新規程第１８条第２項の規定は、施行日以後にされた転居について適用する。